

平成29年度第5回総会（月例）議事録

日 時	平成29年8月28日（月） 午前10時開会																										
場 所	みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室																										
出席委員 （18名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">上入来 幸一（会長）</td> <td style="width: 50%;">松下 清美（会長代理）</td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>岩元 節朗</td> </tr> <tr> <td>弟子丸 宗一</td> <td>堂免 修</td> </tr> <tr> <td>中村 秀彦</td> <td>鳩宿 隆雄</td> </tr> <tr> <td>堀之内 薫</td> <td>村山 利清</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上四元 正昭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>園山 一則</td> </tr> <tr> <td></td> <td>豊留 辰男</td> </tr> <tr> <td></td> <td>永尾 寛</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福永 大悟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外園 義興</td> </tr> <tr> <td></td> <td>横峯 明人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>脇田 サトエ</td> </tr> </table>	上入来 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）	有村 伊智博	岩元 節朗	弟子丸 宗一	堂免 修	中村 秀彦	鳩宿 隆雄	堀之内 薫	村山 利清		上四元 正昭		園山 一則		豊留 辰男		永尾 寛		福永 大悟		外園 義興		横峯 明人		脇田 サトエ
上入来 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																										
有村 伊智博	岩元 節朗																										
弟子丸 宗一	堂免 修																										
中村 秀彦	鳩宿 隆雄																										
堀之内 薫	村山 利清																										
	上四元 正昭																										
	園山 一則																										
	豊留 辰男																										
	永尾 寛																										
	福永 大悟																										
	外園 義興																										
	横峯 明人																										
	脇田 サトエ																										
欠席委員 （1名）	仮屋 幸孝																										
事務局	<p>事務局長 馬場</p> <p>主 幹 永野</p> <p>支局主任 引地、小山田、吉永、中村、溝川、今吉、濱畑、陣ヶ尾</p> <p>専門員 橋口、徳永、内田、有田</p> <p>主 査 栗須、内村、大久保、上原、河野、二俣、原口、水盛</p> <p>主 任 松元</p>																										
農政総務課	主 査 浜田																										
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用利用変更届出に関する件 7 農用地利用集積計画に関する件 8 相続税の納税猶予に関する件 9 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 10 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 11 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 12 鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について 																										
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 2 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 																										

議

長

開 会（午前10時）

定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第5回総会を開催いたします。

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。

なお、欠席届が、仮屋委員から出されています。

次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、上四元委員、永尾委員をお願いいたします。

今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。

議題7：「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議題の審議に入って参ります。

議 題	
議題1：農地法第3条許可申請に関する件 1ページ～3ページ 4件	
議 長	<p>それでは、議題1、「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず始めに、2ページ、伊敷の番号2号につきましては、第4回総会において、「買受適格証明願に関する件」で審議済ですので、今回は、報告事項になりますことをお知らせします。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、譲受理由：規模拡大、譲渡理由：相手要望、権利の種別の内容：所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、4番委員お願いします。</p>
4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>先程、議長から説明がありましたように、第4回総会において、「買受適格証明願に関する件」で、審議済みですので、今回は報告事項になります。</p> <p>番号2号、規模拡大、競売、所有権移転、競売。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、19番委員お願いします。</p>
1 9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1、「農地法第3条許可申請に関する件」3件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題2. 農地法第4条許可申請に関する件 4ページ 1件	
議 長	次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。 それでは、喜入、10番委員お願いします。
10番委員	ご報告します。 番号1号、転用目的・施設等：共同住宅、共同住宅1棟302.40㎡、駐車場120.00㎡、通路等628.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…市道、西・南…他人畑、北…水路、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 5ページ～13ページ 20件	
議 長	次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、9番委員お願いします。

9 番 委 員

ご報告します。

番号1号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：駐車場、貸駐車場694.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人畑、西…国道、南…宅地、北…宅地、私道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。

この件について、補足して説明いたします。

申請地は、JR五位野駅の東南約150mの国道沿にある3種農地で、今回、譲受人が役員を務めている空調設備会社の北隣に位置しております。

譲受人は、自社の事業拡大により、手狭になっている既存の駐車場問題を解決するため、駐車場として整備したのち、自らが役員を務める同会社法人との間で、業務車両及び来客・従業員用駐車場として賃貸契約を締結し、貸駐車場にしようとするものです。

番号2号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟79.49㎡、庭敷地等391.51㎡、東…他人田、西…貸人田、南…市道、北…貸人田、他人田、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。

この件について、補足して説明いたします。

申請地は、貸人である親の娘夫婦が使用貸借により、住家1棟を建築するものです。なお、汚水処理については、申請地に面する市道に側溝が無く、市道の向側に水路が並走していることから、道路管理者及び水路管理者から、それぞれ道路占用許可と河川占用許可を得て、市道内に敷設横断する排水管を、その先の水路に接続し放流するものです。

番号3号、所有権移転、売買、倉庫、倉庫1棟94.12㎡、駐車場等241.88㎡、東…宅地、西・南…市道、北…雑種地、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下。

この件について、補足して説明いたします。

申請地は、以前貸資材置場に無断転用し、その後契約解除で更地に戻しているものの、地面に碎石が点在しておりました。よって、代理人を通じて、過去の経緯を含めた始末書の提出を求め、譲受人に対しては、二度とこのような事が無いよう、農地法の遵守について強く指導を行いました。

番号4号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟94.25㎡、庭敷地等183.75㎡、東…市道、西・南…渡人畑、北…里道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。

番号5号、使用貸借権、設定、通路、住家1棟94.40㎡、通路87.00㎡、庭敷地等212.76㎡、東・北…宅地、南…貸人畑、西…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝。

この件について、補足して説明いたします。

借人は、親が所有する袋路の宅地に住家1棟の建築を計画しておりますが、当該宅地への進入路がないことから、同様に親が所有する西隣の農地の一部を、使用貸借により通路として開設し、宅地と一体利用しようとするものです。

番号6号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟67.07㎡、庭敷地等163.93㎡、東…宅地、西・北…里道、南…私道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。

番号7号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場570.00㎡、東…山林、西…私道、南…雑種地、北…宅地、私道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。

この件について、補足して説明いたします。

	<p>譲受人は、建築設備工事等を主たる業務とする法人ですが、今回、自社所有地の資材置場を確保するため、申請がなされたものです。なお、通路となる私道についても、譲渡人の持ち分を今回、合わせて取得いたします。</p> <p>番号8号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場651.00㎡、東…別件5条申請地、西・南…里道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について補足して説明いたします。</p> <p>譲受人は、建築設備関係の個人事業者で、番号9の譲受人と同一人物です。今回、東側隣接地へ住家1棟を建築する計画にあわせ、居宅との位置関係など、資材管理を行う上で、最も適している申請地を資材置場として確保しようとするものです。</p> <p>なお、本件と番号9とは、転用目的が異なっておりますので、双方の用地を一体利用しないように、それぞれ専用の出入口を設けると共に、両申請地の境界線はフェンス等で封鎖し独立性を確保いたします。</p> <p>番号9号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟98.05㎡、庭敷地等119.50㎡、東…宅地、西…別件5条申請地、南…里道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、17番委員お願いします。
17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟83.22㎡、庭敷地等204.78㎡、東…市道、西・南…貸人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、19番委員お願いします。

1 9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、所有権移転、売買、畜舎、哺育舎1棟850.00㎡、転回場等347.00㎡、東・南…水路、西・北…里道、境界…土留、雨水…自然流下、汚水…搬出。</p> <p>この件について補足説明を申し上げます。</p> <p>申請人は、酪農を営む農地所有適格法人です。</p> <p>申請地は、平成29年7月に農振農用地の用途区分変更が認められた土地になります。</p> <p>今回申請地に、哺育舎1棟を建設し、計画では生後2ヶ月までの子牛64頭を育成するものです。汚水は搬出となっておりますが、この理由は建物内の糞尿は床に敷いているおがくずに吸収させて定期的に隣接する土地にある既存の堆肥舎へ搬出するためです。なお、糞尿の処理に係る環境保全の意見については今回計画されている頭数を成牛換算すると50頭未満の増頭と見られるために必要はないとの回答でありました。</p> <p>番号12号、所有権移転、売買、建売住宅、住家5棟302.20㎡、庭敷地等963.80㎡、東・北…市道、南…他人畑、西…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について補足説明を申し上げます。</p> <p>番号12の農地区分は、昭和35年から昭和42年にかけて農地保全整備事業が行われた第1種農地になりますが、申請地の西側と北側に集落が広がっていることから、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、15番委員お願いします。

15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、所有権移転、売買、宅地分譲、宅地分譲578.35㎡、通路75.65㎡、東…宅地、私道、西・南…他人畑、北…他人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号14号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟69.14㎡、庭敷地等130.86㎡、東・北…宅地、西…里道、南…別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号15号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟59.62㎡、庭敷地等140.38㎡、東・南…宅地、西…里道、北…別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号16号、所有権移転、売買、建売住宅、住家4棟224.78㎡、庭敷地等653.22㎡、東・南…宅地、西・北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号17号、所有権移転、売買、建売住宅、住家6棟313.05㎡、通路394.00㎡、庭敷地等564.95㎡、東…宅地、雑種地、西…他人畑、宅地、南…市道、北…宅地、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号18号、所有権移転、売買、建売住宅、住家29棟1,629.12㎡、通路1,693.97㎡、庭敷地等4,031.91㎡、東…河川管理道路、西・北…市道、南…水路、他人田、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして、事務局より補足説明いたします。</p>
松元支局	<p>この件につきまして、図面でご説明させていただきます。</p> <p>申請地は、松元支所から北西へ約1kmにある第2種農地のその他の農地に該当します。付近には県道24号線が通っており、近隣には薩摩松元駅や松元小学校、病院などがあり、交通の便も良い場所にあります。</p> <p>申請地の東側には下谷口川が流れており川と農地との間には河川管理道路、西と北は市道、南には水路と他人田が存在します。</p> <p>申請者は、周辺で不動産業を営む法人で、申請地を取得し建売住宅29棟を建築・販売する計画です。</p> <p>申請面積は、7,355㎡で、通路部分が1,693.97㎡、公園を含めた庭敷地部分が4,031.91㎡となっており、建築面積は1,629.12㎡となっております。</p> <p>排水は、西側の市道側溝へ流す計画となっており、境界はブロック積とします。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、18番委員お願いします。

18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号19号、所有権移転、売買、発電施設、太陽光発電1,371.00㎡、通路66.00㎡、東…渡人畑、市道、西・南…他人畑、北…渡人畑、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>本件について補足説明をさせていただきます。</p> <p>申請地は、郡山支所から、北へ約4.9kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>受人は太陽光発電施設を設置するため、申請地を購入し、転用を行うものです。規模としましては、太陽光パネル288枚、発電出力49.5kWで約9世帯分の年間消費電力をまかなう事になります。九州経済産業局から発電設備認定の通知を平成29年3月に受けております。また、九州電力から工事負担金の請求を受けて、5月に支払いも完了していることを確認しております。</p> <p>番号20号、所有権移転、売買、事務所、事務所1棟178.18㎡、駐車場150.00㎡、資材置場等1,948.82㎡、東・西…市道、南・北…宅地、他人畑、境界…市道側溝、雨水…合併浄化槽。</p> <p>本件について補足説明をさせていただきます。</p> <p>受人は近隣で環境資材製造販売業を営んでおりますが、事業拡大にともない、現在の事務所と資材置場が手狭となったことから、今回の申請にいたったものです。事務所機能を申請地に移転することに付随し、資材置場等をもうけるもので、倉庫を併設した事務所1棟、資材置場、駐車場、トラック転回場及び通路として敷地全体を利用するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5号案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、用途区分変更審議済の番号11号は農用地区域内農地、番号12号は第1種農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目直しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	<p>8ページの番号12ですが、1種土地改良事業等で、先程19番委員から読上げがありましたが、1種土地改良事業が許可になった理由をもう1回教えて下さい。</p>
吉田支局	<p>許可を受ける理由は、申請地の北側に集落が広がっていることから、許可の例外である集落接続施設に該当するということで、許可を受けることになっております。</p>

1 6 番 委 員	わかりました。
7 番 委 員	6ページの番号8、9ですが、申請人は同一人ですよね。しかし一体利用はできなくて、入り口を別々に設けるといような説明がありましたが、その理由は何でしょうか。
谷 山 支 局	転用目的が、違いますので申請は個別になされるものであります。住宅等は、通路や駐車場を一体として管理する形が当然出るんですが、目的自体がそもそも申請の時点から違いますので、これを一体として利用されることは、申請に合わないの、個別にするということになっております。
7 番 委 員	現実的には、許可を取って工事に入ったら、一体利用しますよね。
谷 山 支 局	図面等でも、別々に作ってございますので、個別にしますし、地形的にもそれが可能な形状になっております。
7 番 委 員	境界をチェーンで封鎖すると言いましたか。
谷 山 支 局	チェーンは入口の分で、フェンスで封鎖します。
7 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」20件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。但し、農地区分が農用地区域内農地である番号11号、第1種農地である番号12号、転用面積が3,000㎡以上である番号18号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えのない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。

議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件	
14ページ 1件	
議 長	<p>次に、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>郡山地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	<p>過去にないほどの広い面積について、18条6項の通知が出たわけですが、貸人の都合となっておりますが、もし、この理由を発表できるのであれば、教えて下さい。</p>
郡山支局	<p>貸人と借人の関係は親子になりまして、貸人である父の方から解除の申し入れがあったということです。</p>
16番委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
議題5. 非農地認定に関する件	
15ページ～19ページ 9件	
議 長	<p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願いします。</p>
9番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：檜、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号2号、調査結果：水路として43年経過、現況水路。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、4番委員お願いします。</p>

4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、調査結果：2972, 4679：檜、約40年経過、現況山林。3047-3：孟宗竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。4696-1：杉、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号4号、調査結果：6461：ゴキ竹、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。6538：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、17番委員お願いします。
17 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、調査結果：唐竹、雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号6号、調査結果：孟宗竹、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
10 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、調査結果：1989-3, 3889：杉、約30年経過、現況山林。1989-4：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、15番委員お願いします。
15 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、調査結果：クヌギ、雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号9号、調査結果：真竹、孟宗竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」9件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>

議題 6. 農地利用変更届出に関する件 20ページ 1件		
議	長	次に、議題 6. 「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 それでは、松元、15番委員お願いします。
15番委員		ご報告します。 番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。工事開始日：平成29年9月1日、工事終了日：平成30年2月28日、周囲の状態：東・北…水路、西…他人田、南…里道、境界…土留、作物…野菜、高さ…2.5m、搬入土…シラス、黒土。 以上です。
議	長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 6. 「農地利用計画変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。
議題 7. 農用地利用集積計画に関する件 21ページ～27ページ 10件		
議	長	次に、議題 7. 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。 27ページ、番号8号につきましては、7番委員自身が申請人となっている案件でございます。 従いまして、7番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。 (7番委員離席後) それでは、番号8号につきまして、事務局から報告をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 27ページをご覧ください。 番号8号、地目：田、面積1, 291.00㎡、権利の種別：賃借権、設定期間6年、区分：新規。 平成29年8月31日公告予定です。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」番号8号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、7番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(7番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。残りの9件及び先ほどの1件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議題7.「農用地利用集積計画に関する件」について、只今の分も含めまして、ご説明申し上げます。</p> <p>21ページをお開きください。</p> <p>「議案第7号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成29年8月31日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権3件3,095.00㎡、うち新規2件2,186.00㎡、賃借権7件12,507.00㎡、うち新規4件4,776.00㎡、合計10件15,602.00㎡、うち新規6件6,962.00㎡となっております。</p> <p>次に22ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間3年が2件、1年から3年未満が1件となっております。</p> <p>次に23ページをお願いします。</p> <p>これは、21ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間5年から10年未満が5件、3年、5年が各1件となっております。</p> <p>次に24ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権5筆、賃借権9筆、計14筆。面積は、田4,846.00㎡、畑10,756.00㎡、計15,602.00㎡うち更新分は、8,640.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は10人。うち更新分は4人となっております。</p> <p>次に25ページから27ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 8. 相続税の納税猶予に関する件 28ページ 1件	
議 長	次に、議題 8. 「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 それでは、吉野、17番委員お願いします。
17番委員	<p>28ページをお開きください。</p> <p>相続税の納税猶予の証明に係るものでございます。 相続開始年月日は、平成20年3月17日でございます。 申請人は被相続人の子でございます。今回が4回目の発行でございます。 申請は、平成29年7月25日に提出され、8月18日に、1番委員、私、事務局職員4名の計6名で現地を調査いたしました。</p> <p>今回、調査いたしました特例適用農地は、全て畑であります。</p> <p>1と2は、続き地で、ビニールハウスが10棟あり、ふだん草、水菜、ほうれん草、ピーマン、甘長とうがらし、なす、レイシを作付中でありました。</p> <p>3は、ビニールハウスや露地植えで野菜を耕作されておりました。ビニールハウスが1棟あり、ふだん草が作付中であり、露地には、オクラ、ピーマンを作付中でありました。</p> <p>4は、ビニールハウスが7棟あり、ふだん草が作付中で、ほうれん草、ブロッコリーを作付予定とのことでありました。</p> <p>従いまして、番号1の各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っておりますので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 8. 「相続税の納税猶予に関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p>
議題 9. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 1件	
議 長	次に、議題 9. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 それでは、松元、15番委員お願いします。

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、直木町千茶木地区にあり、松元支所から南西へ約3kmに位置し、東・西・北側は他人畑、南側は市道に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9。「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」、1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題10. 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 別冊資料2 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題10。「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>それでは、桜島、2番委員お願いします。</p>
2 番 委 員	<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、堆肥舎</p> <p>4. 現況、申出地は、桜島藤野町東原地区にあり、桜島支所から南へ約0.1kmに位置し、東・西・南側は他人畑、北側は市道に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による用途区分変更理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、変更後の用途は堆肥舎であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題10。「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」、1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題11. 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について 別冊資料3 104件</p>	
議 長	<p>次に、議題11。「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」を審議します。別冊資料3です。 まず、谷山、9番委員をお願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。2から3ページです。 調査筆数：35筆、現況確認日：平成29年7月25日、農地・非農地の判断結果：真竹・雌竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、伊敷、4番委員をお願いします。</p>
4 番 委 員	<p>ご報告します。4ページです。 調査筆数：10筆、現況確認日：平成29年7月25日、農地・非農地の判断結果：杉、ゴキ竹・唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、吉野、17番委員をお願いします。</p>
1 7 番 委 員	<p>ご報告します。5ページです。 調査筆数：3筆、現況確認日：平成29年7月31日、農地・非農地の判断結果：唐竹・雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。 以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、東桜島、11番委員をお願いします。</p>

1 1 番 委 員	<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>調査筆数：10筆、現況確認日：平成29年7月12日、農地・非農地の判断結果：2筆が雑木自然繁茂、現況山林により非農地、4筆が果樹植付中、2筆が野菜作付中、2筆が不耕作で農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、吉田、19番委員お願いします。</p>
1 9 番 委 員	<p>ご報告します。7ページです。</p> <p>調査筆数：5筆、現況確認日：平成29年7月13日、農地・非農地の判断結果：杉、雑木自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、桜島、2番委員お願いします。</p>
2 番 委 員	<p>ご報告します。8ページです。</p> <p>調査筆数：9筆、現況確認日：平成29年7月12日、農地・非農地の判断結果：唐竹、雑木自然繁茂、現況山林により非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、喜入、10番委員お願いします。</p>
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。9ページです。</p> <p>調査筆数：20筆、現況確認日：平成29年7月25日、農地・非農地の判断結果：杉、檜、クヌギ、真竹・雌竹・孟宗竹・唐竹自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、松元、15番委員お願いします。</p>
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>調査筆数：5筆、現況確認日：平成29年8月16日、農地・非農地の判断結果：雑木・真竹自然繁茂、現況山林によりすべて非農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、郡山、18番委員お願いします。</p>
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。11ページです。</p> <p>調査筆数：7筆、現況確認日：平成29年7月25日、農地・非農地の判断結果：6筆が檜、孟宗竹・唐竹・ゴキ竹・雑木自然繁茂、現況山林により非農地、1筆が果樹植付中で農地と判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
16番委員	<p>まず最初に、荒廃農地という新たな言葉が出てきましたが、これの定義。それから、非農地であると誰が見てもわかるような所を調査するはずだと思うのですが、なぜ農地として判定された所が出てくるかということ。それからもう一つ、これで非農地として判定された場合は、農家台帳から削除されるのか。この3点を質問します。</p>
事務局	<p>ご質問の3点のうち、後段の2点について説明させていただきます。</p> <p>非農地判断の対象地を上げる際に、航空写真から見て、農地の様を呈していない所を抽出して調査を行っているところですが、航空写真の最新のものが平成26年度に撮影したものでございますので、現地に行ったところ、耕作されていたり、山林のように見えたのが、実は果樹が植付けてあったりする所がありまして、そこについては、現地調査の結果、農地と判断しているところでございます。</p> <p>それと3点目の質問の非農地判定をされた農地につきましては、農地台帳の方を台帳地目は、地目は変わっておりませんので農地のままですが、現況については山林というふうに変えまして、農地台帳の方からは外しているところでございます。</p>
議 長	<p>荒廃農地の定義についてお願いします。</p>
事務局	<p>只今の件につきまして、説明させていただきます。</p> <p>元々耕作放棄地の状況調査ということで、実施要領が作成されていたのですが、平成24年の12月に題名の改正がございまして、今ございました、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定」となっているものでございます。荒廃農地につきましては、この改正となった事務要領に定義規程の方がございまして、読ませていただきますと、「荒廃農地とは、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では、作物の栽培が客観的に不可能となっている農地をいう」という定義付けがございまして、以後この荒廃農地というのは、この定義規定に基づいて使用しているところでございます。</p>
16番委員	<p>今、説明されましたが、よくわからないので、今読まれた文書を、次の機会にでも配布をお願いします。</p>
議 長	<p>平成24年から、国が荒廃農地に変えたということです。また、事務局から資料は準備してもらいます。</p>

7 番 委 員	事務局の方から、荒廃農地のこの件について、航空写真でという説明がありましたが、私の伊敷支局では、事前に農地事務嘱託員の方が、現地を見て、ある程度荒廃農地であるという現状を確認して洗い直して、そして、農業委員の方で判断するという事になってはいますが、この東桜島の場合には、事務局事前調査はされていないのですか。
東 桜 島 支 局	今回確かに農地が非常に多かったのですが、事前にももちろん調査します。東桜島支局の場合は他に事務職員もいないので一人で調査を行います。私一人では判断がつかなかったということで、疑わしい所は上げた次第です。その結果を今回こういう形になったということで、ご理解いただきたいと思っております。
7 番 委 員	わかりました。
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題11、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に伴う農地・非農地判定について」、104件につきましては、調書のとおり判定することに決定いたします。</p>
議題12. 鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について 別冊資料4	
議 長	<p>続きまして、議題12、「鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について」を審議します。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>別冊資料4をご覧ください。</p> <p>議題12「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」でございます。</p> <p>1ページをお開きください。</p> <p>まず、関係行政機関等に対する農業・農村施策に関する意見の提出の流れについて整理しましたのでご説明いたします。</p> <p>中ほどの「農業委員会等に関する法律」をご覧ください。「関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出」については、第38条で、「農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策（以下「農地等利用最適化推進施策」という。）を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。」と、規定されるとともに、第53条においては、農業委員会ネットワーク機構の意見提出について、規定されています。</p>

また、条文中にある「農地等の利用の最適化の推進に関する事項」については、同法第6条第2項で定義されておりますので、ご説明いたします。

下線の部分ですが、農地等の利用の最適化の推進は、「農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。」と定義されております。

これらに基づき、関係行政機関等に意見の提出を行うものでありますが、「平成28年度の意見の提出状況について」ご説明申し上げます。

1. 鹿児島市に対する意見の提出状況は、7月に各地区推進協議会での協議・検討を行っていただき、7、8月の総会で審議を行っていただいた上で、9月に市長に提出をしております。

2. 国への意見の提出状況は、1月に各地区推進協議会での協議・検討を行っていただき、1、2月の総会で審議を行っていただいた上で、県農業委員会ネットワーク機構へ提出し、その後同機構及び全国農業委員会ネットワーク機構で審議・決議し、5月に国への要請活動を行っております。詳細については、お目通しをお願いいたします。

では、今回の鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

先月の総会において協議していただいたものを整理しました。

今回の意見は、5項目に整理しまして、

1番 有害鳥獣被害対策について

2番 農道・里道・水路及び圃場の整備、維持管理等について

3番 活動火山周辺地域防災営農対策事業の補助事業施設に係る償却資産税の減免とビニールハウス資材等の補助について

4番 将来の農業を担う農業後継者等について

5番 農業施策の拡充について となっております。

なお、5番については、「ジャンボタニシの駆除について」と「再生産できる米価にするために」の2つを「農業施策の拡充について」という項目に整理し、2項目記載しておりますのでよろしくお願いたします。また、ジャンボタニシの正式名称はスクミリンゴガイということでしたので、文章について修正しております。

次の3ページから6ページは意見の内容となっております。

以上で説明を終わります。

<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>先月、16番委員から質問があったわけですが、この参考資料の上の図解でよくわかると思います。鹿児島市農業委員会が市長に対する意見、国への意見の提出ということで、市長へは直接渡すわけですが、国に対しては、法律等に基づいて、鹿児島県農業会議、農業委員会ネットワークにまず、鹿児島市農業委員会はまとめて出して、それから鹿児島県農業会議は、全国農業委員会ネットワーク機構へ提出して、5月の全国農業委員会会長大会があるのですが、そこで国へ、農水省あるいは国会議員等に要請してやっているとなるわけです。この他に11月末か12月に全国農業委員会会長大会、2回あります。そういうことになっていますので、あくまでもルートとして、組織で出すような仕組みになっているわけですので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、先月6点出されたのを、事務局と運営連絡会で検討して、5番目のスクミリンゴガイと再生産できる米価にするためにとを一緒にして、農業施策の拡充ということで、市長に要望したいと思います。内容については、先月いろいろ検討した結果ですので、一応このようにして出すということで、ご了承願いたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、鹿児島市に対する農業・農村施策に関する要望事項については、原案どおり（原案を一部修正し、）決定します。なお、提出にあたっては、再度文言等を運営連絡会で協議していただいて、最終のものとしたいと考えておりますがよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>
------------	--

報 告 事 項	
1. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 29ページ～30ページ 10件	
議 長	<p>それでは、報告事項1「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項2「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>29ページをお開きください。 報告事項1 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は10件です。 登記地目別では、田3筆、1,854.00㎡、畑17筆、6,276.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が10件。権利の種別は、所有権が10件。農業委員会によるあっせん等は、無が10件となっております。 30ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。</p>
2. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 31ページ～38ページ 28件	
事 務 局	<p>31ページをお開きください。 報告事項2 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係は、一般住宅が3件となっております。 第5条関係では、多い順に一般住宅が21件、店舗等が2件、資材置場、その他が各1件、合計25件となっております。 32ページは、4条関係3件、33ページから38ページは、5条関係25件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前11時05分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>

事務局	<p>「平成29年度 農業委員会県外視察研修について」という資料をご覧ください。平成29年度の県外視察研修についてご説明いたします。</p> <p>1 日程ですが、10月31日(火)から11月2日(木)まで、もしくは、11月8日(水)から11月10日(金)までの3日間を予定しております。</p> <p>2 研修内容は、農業委員会活動等状況調査及び現地研修・遊休農地対策・担い手への支援・農業委員会の活動についての意見交換などがございます。</p> <p>3 参加人員は、運営連絡委員1名を含む農業委員7名、農地利用最適化推進委員6名、事務局職員2名の計15名です。</p> <p>4 視察候補地は、群馬県前橋市農業委員会、千葉県香取市農業委員会、茨城県桜川市農業委員会から2ヶ所を考えております。</p> <p>5 説明会ですが、10月の総会終了後に説明会を開催し、注意事項の説明や研修報告者を決めたいと思います。代表で農業委員から1名、農地利用最適化推進委員から1名選出します。</p> <p>6 人選ですが、農業委員は9月総会后、運営連絡委員除く6名の人選を行います。農地利用最適化推進委員は、9月地区推進協議会で希望者を募ります。ただし、人数を超えた場合は、同じ地区の農業委員が代表者となり、9月総会后にくじで推進委員の参加者を決めます。</p> <p>7 研修報告は、12月27日の合同委員会で行っていただきます。</p> <p>8 その他ですが急遽キャンセル等で欠員が生じた場合は、同じ地区内で対応していただくか、もしくは10月の総会において、最後の参加者を募る予定です。以上で説明を終わります。</p>
事務局	<p>農業委員会だよりの編集委員になられた方々にご連絡です。</p> <p>本日13時から開始予定でしたが、この総会終了後、引き続き始めたいと思いますので、4階の農業委員室の方にご集合下さい。よろしくお願ひします。</p> <p>・平成29年度第6回総会(月例)開催日時は、 9月28日(木)午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p>
7番委員	<p>事務局にお願いなんですけど、県外研修の日程が10月31日ともしくは11月8日となっておりますが、どちらかに決定してもらわないと、なかなか決めづらいです。</p>
議長	<p>今、相手と交渉中です。 なるべく早く決めるようにします。</p> <p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会(午前11時10分)</p>